

# 4月から後期高齢者医療

『後期高齢者医療制度』は、75歳以上の高齢者を対象に、その心身医療が受けられるように制度設計された新しい医療制度です。

平成20年4月1日の制度開始から被保険者となるかたには被保険者

## ◎後期高齢者医療制度のしくみ

75歳以上のかたおよび65歳以上75歳未満のかたで一定の障がいがあり広域連合の認定を受けたかたは、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

医療給付や保険料の賦課は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が行い、届出や申請などの窓口業務は市町村が行います。

医療の給付に要する経費のうち約5割を公費、約4割を74歳までのかたが加入する医療保険の支援金で負担し、残りの1割を被保険者全員のかたが保険料として負担することになります。

## ◎資格を取得するとき

▶75歳以上のかたは、75歳の誕生日から資格取得になります。

▶65歳以上75歳未満のかたで一定の障がいがあり広域連合の認定を受けたかたは、認定日から資格取得になります。

65歳以上75歳未満の老人保健制度で障がい認定を受けたかたは、広域連合の認定を受けたものとみなされます。

なお、障がい認定を受けたかたは、届出をすることで後期高齢者医療制度から脱退し、他の医療保険に加入することができます。

## ◎被保険者証

被保険者のかたには、1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付されます。被保険者証は水色でカードサイズとなります。

4月からは、この被保険者証を提示して診察・治療を受けます。



[実物と同じ大きさ]

## ◎医療機関で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の1割(現役並み所得者※は3割)です。

※現役並み所得者：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいるかた。ただし、被保険者の収入の合計が、同一世帯に被保険者が2人以上いる場合は520万円未満のかた、1人のみの場合は383万円未満のかたは、申請により1割負担となります。

## ◎保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、岐阜県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

保険料額は、被保険者一人当たりの均等割額と、所得に応じた所得割額の合計で個人ごとに決められます。

被保険者均等割額(年額)	39,310円
所得割額(年額)	基礎控除後の 総所得金額等×7.39%

※保険料の限度額は、50万円(年額)となります。